

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局

目

次

ページ

- 1 神奈川県観光振興条例の改正の方向性について…………… 1
- 2 神奈川県観光振興計画の県民意見反映手続等の結果について…………… 3
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について…………… 9

1 神奈川県観光振興条例の改正の方向性について

(1) 経緯

神奈川県観光振興条例（以下「条例」という。）の附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

直近の見直しの検討を行う期間は令和2年4月以降の1年間であったが、新型コロナウイルス感染症の観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、見直しの検討期間を1年間延期し、令和3年度中に検討を行うこととした。

しかし、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続していたことから、見直しの検討期間を更に1年間延期し、令和4年度中に行う計画の改定と合わせて、条例の見直しの検討を行うこととした。

見直し作業を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響やその他観光をめぐる環境の変化に伴い、必要性及び基本方針適合性において、一部課題が生じたことから、改正を検討する必要があるという結果であったことを令和4年9月の第3回定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

見直し作業の結果を踏まえ、このたび改正の方向性をとりまとめた。

(2) 改正の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が訪れる観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになっていることから、条例において「安心」の観点について理念規定や施策規定に盛り込む。（第3条第7項、第10条第3項）

また、「神奈川県観光振興重点期間」については、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的な観光需要の分散化が重要となることから、削除する。（第19条）

【参考】神奈川県観光振興条例（抜粋）

（基本理念）

第3条

7 観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全かつ容易に観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。

（魅力ある観光地の形成）

第10条

3 県は、県内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故の発生防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（神奈川県観光振興重点期間）

第19条 県は、市町村及び観光事業者等との連携による観光の振興を図るため、少なくとも毎年度1回、神奈川県観光振興重点期間を設ける。

2 神奈川県観光振興重点期間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、神奈川県観光振興重点期間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(3) 今後の予定

令和5年1月以降 第4回神奈川県観光審議会にて条例改正について審議

令和5年2月 令和5年第1回定例会にて条例改正案を提出

令和5年4月 改正条例施行（予定）

2 神奈川県観光振興計画の県民意見反映手続等の結果について

(1) 経緯

県では、平成21年10月に神奈川県観光振興条例を制定するとともに、同条例第15条第1項に基づき、平成22年3月に神奈川県観光振興計画（以下「計画」という）を策定した。

直近の第4期計画の期間は、平成31年4月から令和4年3月までの3年間だったが、新型コロナウイルス感染症による観光への影響の全体像を把握できないことなどを踏まえ、計画期間を1年間延長し、令和5年3月までとした。

新型コロナウイルス感染症により、観光は大きな影響を受けた一方、密を避けた個人旅行や地元や近隣への観光（マイクロツーリズム）など新たな観光需要が顕在化している。このような観光をめぐる環境の変化に対して、県が総合的かつ計画的に観光施策を推進していくため、計画を改定する。

第2回神奈川県観光審議会において、計画の改定素案の審議を行い、議会への報告を経て、県民意見反映手続（パブリック・コメント）及び市町村への照会を行った。

(2) 改定素案に対する県民意見反映手続・市町村照会の結果

ア 期間

令和4年10月4日（火）から令和4年11月2日（水）まで

イ 実施結果

- (ア) 県民意見件数 104件
市町村意見件数 7件
- (イ) 意見の内訳

意見の内容	件数	
	県民意見	市町村
神奈川県観光振興計画の概要	0	0
1 観光振興計画について	0	0
2 計画の制定及び改定の経緯	0	0
3 本計画の目指すところ	5	0
4 計画期間	2	0
5 日本における観光をめぐる状況	0	0
6 神奈川県における観光をめぐる状況	9	0

7	7つのエリアについて	9	4
8	計画における数値目標	11	0
9	本計画における重点的視点	4	0
10 施策体系			
	基本施策1（観光データの活用）	6	0
	基本施策2（観光資源の磨き上げの発掘・磨き上げや地域で活躍する観光人材の育成）	9	2
	基本施策3（観光客の受入環境の整備）	7	1
	基本施策4（地域の特徴や意見を踏まえた国内外への戦略的プロモーション）	27	0
	基本政策5（観光関連産業の成長促進）	0	0
11	計画の推進体制	10	0
12	その他（全体に対するもの等）	5	0
	計	104	7

ウ 意見の反映状況

反映状況区分	件数	
	県民意見	市町村
A 計画に反映するもの	10	3
B 既に計画に盛り込んでいるもの	39	1
C 今後の取組の参考とするもの	33	1
D 計画に反映できないもの	5	2
E その他（感想、質問等）	17	0
計	104	7

エ 主な意見

<県民意見>

(ア) 「A 計画に反映するもの」

目次	該当頁	県民意見	反映に係る考え方
7	25、26	客室稼働率における説明文とグラフの数値が異なる。	「客室稼働率」のグラフに誤りがあり訂正する。
8	46、47	前期計画の期間の達成状況を記載すべきだが、令和4年分の数値が記載されていない。	各種統計の令和4年の数値は令和5年以降に発表されるため、令和4年の目標値を記載する。
6	9	前計画の4つの基本施策ごとに具体的に整理して記載すべき。	前計画における4つの基本施策ごとに整理し記載する。

6ほ か	14ほか	「人流が多い」という表現は観光が否定されている感があり業界では馴染まない。集客とした方がよい。	「人の流れ」を客観的にはかるものとして、集客とは異なった意味で「人流」という言葉を用いている。なお、本計画において用いる「人流」の説明を追記する。
—	全体	観光消費額、観光消費総額、観光消費額総額の3つが混在しているので統一すべき。	「観光消費額総額」に統一して記載する。
—	全体	「訪日外国人客」、「海外からの観光客」の2つが混在しているため統一すべき。	名称が示す内容と記載箇所に応じた言葉を整理し使用する。また、統計を引用する場合は統計における名称を使用する。
10	72	インスタグラムなどSNSを利用した情報発信を強化すべき。 (ほか同主旨の意見2件)	基本施策4「(6)多様なデジタルツール等を活用した情報発信」 「①ホームページによる観光情報の発信」に、SNSを活用した情報発信について明記する。
—	全体	旅行用語については、一般の県民が理解できるように、分かり易い表現にしてほしい。	専門用語等については、県民の目線で分かりやすい表現に改める。

(イ) 「B 既に計画に盛り込んでいるもの」

- 消費単価を増加させるためには、別の観光地へ誘導したり宿泊に結びつけたりすることが必要である。
- 日本人観光客や外国人観光客の宿泊を増やすべきではないか。
- リピーターを大切にしていくことで、さらに観光客も増えていくのではないか。

(ウ) 「C 今後の取組の参考とするもの」

- 7つのエリアの特徴を踏まえ、市町村と連携しながら、ターゲットを明確にして県内外へわかりやすくアピールすることが重要である。
- 大学連携事業について、若者の思考調査、情報流通に関する調査、地域と連携した施策の展開、観光に資する地域イノベーション等を検討すべきである。
- 移動自体がエンターテインメント、観光コンテンツとなるような取組も必要ではないか。

(エ) 「D 計画に反映できないもの」

目次	該当頁	県民意見	反映に係る考え方
10	72	「かながわの名産 100 選」や「かながわブランド」に選定・認定されているものが混在しているため、将来的に一本化が望ましい。	かながわの名産 100 選は、かながわ産品を PR することで、本県への誘客に活用するものであり、かながわブランドは、特産品の流通の面から支援するものである。
4	3	計画期間について、令和 8 年まででは短い。	観光をめぐるトレンド等の変化は激しいことから、計画期間を 4 年とした。なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行う。
10	67	新たな観光地をつくると神奈川の魅力が分散してしまうので、知名度のある横浜、箱根、鎌倉に集中すべき。	県内には自然、温泉、宿泊施設、グルメ、スポーツ、キャンプ、歴史等観光資源が豊富にあるため、本計画では、多様なニーズに応じて県全体へ来訪、周遊を促すような施策を行う。
10	69、70 71	「10 施策体系」「基本施策 4」で実施する事業について、ターゲットとする対象別（日本人観光客向け、訪日外国人、共通など）に区分して整理したほうがよい。	本計画では、多様なテーマに沿ったプロモーション、観光関連事業者等と連携したプロモーション等により施策を整理している。ターゲットになる対象は、各施策の特性に応じて個別に検討する。
11	75	観光関連事業者、観光関連以外の他産業や市町村等の連携としているが、連携等の具体的な方法論について詳細な記載があるとよい。	本計画は、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めている。連携等の具体的な方法論は、具体的な施策を行っていく上で、連携先の事情を踏まえ個別に対応する。

(オ) 「E その他（感想、質問等）」

- 相模湖・相模川エリアはなぜ外国人が多いのか。他の地域よりも高い割合になる理由は何か。
- 観光振興により観光客だけでなく地域の住民の理解、満足の高まりにより地域が輝くことを目指すことは、とてもよい考え方である。
- 神奈川の観光エリアを 7 つに分け各エリアで観光データを収集・分析し特徴をとりまとめたことはよい試みだと思う。

<市町村意見照会>

(ア) 「A 計画に反映するもの」

目次	該当頁	照会回答	対応
7	35、38	「7 7つのエリア」の「⑤三浦半島エリア」と「⑥相模湖・相模川流域エリア」の記載順序が逆である。	誤りであるため訂正をする。
10	60	基本施策2(1)⑨「世界遺産登録を目指している、神奈川が誇る「鎌倉」の」のうち「神奈川が誇る」の部分を削除してほしい。	「神奈川が誇る」の部分を削除する。
10	65	基本施策3(4)④自転車等の活用による二次交通の充実について、シェアサイクル事業については、海老名市、横浜市、相模原市等においても実証実験として開始しているため、「湘南地域」という記述のみでよいか検討いただきたい。	地域を限定する必要がないことから、「湘南地域において」の部分を削除する。

(イ) 「B 既に計画に盛り込んでいるもの」

- 豊かな自然や宮ヶ瀬湖周辺地域の特性等を生かし、魅力ある地域づくりを進めるため、宮ヶ瀬湖周辺の活性化の推進や地域振興と発展を図ることを目的とし、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心として観光DMOに取り組んでいるので、追記をお願いしたい。

(ウ) 「C 今後の取組の参考とするもの」

- 7つのエリアにおける人流データ図（KDDI Location Analyzer 提供）の※印において、「～その観光地の観光客の実数とは異なります。」となっている。観光の中心地においては「人流データ」及び「入込観光客数」の両方の数値を参照すべき。

(エ) 「D 計画に反映できないもの」

目次	該当頁	照会回答	対応
7	38	観光資源の特徴として、自然、景観、花などに関するものが比較的多いと記載しているが、その所在地である「津久井地域」をイメージさせる表現がない。	いずれの箇所も、観光データから読み取れたエリアごとの観光資源の特徴を表したもので、特定のスポット紹介までは記載していない。なお、施策を行うに当たっては、地域の特徴や意見を踏まえた展開を行う。
	45	豊富なコンテンツとしてキャンプ場を挙げているが、「道志川」については言及されておらず、場所がイメージしづらいと思われる。	

(3) 今後の予定

令和5年1月以降	第4回神奈川県観光審議会で改定案を審議
令和5年2月	国際文化観光・スポーツ常任委員会で改定案を報告
令和5年2月以降	神奈川県観光審議会から答申
令和5年3月	神奈川県観光振興計画を改定

3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた観光施策の対応について

(1) 全国旅行支援「いざ、神奈川！」

ア 概要

神奈川県を訪れる方の旅行を対象とした全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施する。旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、平日における地域クーポンの上乗せや、鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなどの交通を含む旅行商品の割引上限額の上乗せ設定などを行う。

イ 予算額

241億7,311万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

ウ 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を行う

エ 割引適用期間

令和4年10月11日（火）から令和4年12月27日（火）

オ 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人当たり）	地域クーポン
宿泊旅行	40%	交通付8,000円／泊	平日：3,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他5,000円／泊	
		5,000円	

カ 団体旅行枠

予算額の2割を団体旅行（貸切バスを利用するもの）の専用の予算額として確保

キ 販売実績（令和4年10月31日現在（速報値））

(ア) 旅行割引

区 分	割引原資 当初配分額※1 A	販売実績		執行率 B/A
		金額※1 B	件数	
旅行事業者 ・OTA※2	71億9,391万円	8億8,603万円	77,322件	12.3%
宿泊事業者	33億555万円	4億5,997万円	46,085件	13.9%
船舶・鉄道事業者	5,500万円	1,280万円	2,951件	23.3%
合 計	①105億5,447万円	②13億5,880万円	126,358件	12.9%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 OTA：OnlineTravelAgentの略称。インターネット上だけで取引を行う旅行会社

(イ) 地域クーポン

割引原資 想定額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③91億9,384万 円	発行分	12億8,813万円	436,135件	14.0%
	利用分	④6億8,675万円	276,363件	7.5%

(ウ) 合計

割引原資 配分額 A (①+③)	販売実績	執行率
	金額 B (②+④)	B/A
197億4,831万円	20億4,555万円	10.4%

(2) 全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」

ア 概要

国は、年明け以降の観光需要喚起策について、今後の感染状況を見極めた上で、年明け以降、実施する方針を示しており、本県においても、必要な事業費を予算計上する。

イ 予算額

63億5,153万円（令和4年度12月補正予算（その2））

※1 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

※2 全額繰越明許費を設定

ウ 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン接種済証又は陰性証明の確認を行う可能性あり

エ 割引適用期間

年明け以降（今後の感染状況の動向を踏まえつつ、国発表後に決定）

オ 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人当たり）	地域クーポン※
宿泊旅行	20%	交通付5,000円／泊	平日：2,000円 休日：1,000円
		その他3,000円／泊	
日帰り旅行		3,000円	

※ 原則として電子クーポン

【参考】 かながわ旅割について

(1) 割引適用期間

令和4年4月6日（水）から令和4年10月10日（月）

※ 令和4年4月29日（金）から5月8日（日）の期間を除く。

(2) 割引額

対象商品	割引前の 販売価格	割引額	クーポン
宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
	3,000円以上	1,500円	1,000円

※ ワクチン接種済証や陰性証明の確認を実施。

(3) 販売実績（令和4年10月10日現在（速報値））

ア 旅行割引

区 分	割引原資 当初配分額 ※1 A	販売実績		執行率 B/A
		金額※1 B	件数	
旅行事業者	15億3,358万円	7億3,583万円	63,842件	48.0%
宿泊事業者	27億3,854万円	22億6,700万円	262,716件	82.8%
OTA※2,3	11億3,923万円	12億8,063万円	263,304件	112.4%
船舶・鉄道事業者	6,572万円	6,104万円	15,342件	92.9%
合 計	①54億7,708万円	②43億4,451万円	605,204件	79.3%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 OTA：OnlineTravelAgentの略称。インターネット上だけで取引を行う旅行会社

※3 実施時期の延長に伴い、執行状況を勘案しながら、再配分を行ったため、執行率は100%を超えている。

イ クーポン

割引原資 想定額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③21億9,083万円	発行額	26億8,889万円	1,372,072件	122.7%
	利用額	④20億2,378万円	960,602件	92.4%

※ クーポンの割引原資は、旅行割引の原資配分額にあわせて、想定額を設定した。実際には、発行額が想定額を上回ったが、利用額は想定額の範囲内であった。

ウ 合計

割引原資配分額 A (①+③)	販売実績	執行率
	金額 B (②+④)	B/A
76億6,791万円	63億6,829万円	83.1%